

第 1 2 1 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「別表」を「別表第 1」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 駐車場の使用者は、別表第 2 に定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。
- 別表を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

使用区分 施設名		午前	午後	夜間	全日		
		午前9時から午後 零時30分まで	午後1時から午 後5時30分まで	午後6時から午 後9時30分まで	午前9時から午 後9時30分まで		
研修室1		3,400円	4,200円	5,000円	1万1,300円		
研修室2		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
研修室3		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
研修室4		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
研修室5		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
コンピュータ 学習室		1時間・パソコン1台につき 大人200円 小中学生100円					
ビデオスタジオ		1時間 500円					
ビデオ編集室1							
ビデオ編集室2							
ビデオ編集室3		1時間 200円					
講堂	平日	7,000円	8,800円	1万600円	2万3,800円		
	土曜・日 曜・休日	1万600円	1万3,200円	1万5,800円	3万5,600円		
講義室1		2,100円	2,600円	3,100円	7,100円		
講義室2		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
講義室3		1,700円	2,100円	2,500円	5,700円		
コンピュータ 研修室 (下段の金額は 機器使用料)		午前	午後1	午後2	午後連続	夜間	全日
		午前9時 から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後3 時まで	午後3時 30分から 午後6時 まで	午後1時 から午後6 時まで	午後6時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後9 時30分ま で
		1,800円 1万円	1,200円 6,500円	1,400円 7,500円	2,300円 1万3,000円	2,800円 1万円	6,200円 3万円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において教育委員会が定める額とする。
- 3 2以上の使用区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

駐車場使用料

使用区分	使用料
30分以内	無料
30分を超えた場合 30分までごと	100円

備考 駐車できる自動車を制限することができる。

付 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（提案理由）

施設の使用区分を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。